

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第15号

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年鴨川市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表開場時間の項中「及びサッカー場」を「、サッカー場及び交流棟」に改める。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。